

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

平生町(以下・町)のハザードマップによると、町北部の田布施川流域は1mを超える浸水が予想されている。また、平生町商工会(以下・商工会)が位置する中心市街地域は大規模河川がないものの、大内川中流域の一部で1m～2mの浸水が予測されている。また、大規模商業施設がある国道188号線付近は内水常襲区域に指定されており、地盤高が低く内水による浸水の恐れがあると予想されている。

(津波：ハザードマップ)

町のハザードマップによると、商工会が位置する中心市街地域には1m～2mの浸水が予想されているが、平生地区で3mを超す浸水は想定されていない。なお、長い海岸線を持つ町南部の佐賀地区においても、沿岸部の水産加工業が集積している地域を中心に1m～2mの津波が予想されている。

(高潮：ハザードマップ)

町のハザードマップによると、商工会が位置する中心市街地域を含む平生地区の平野部で1m～5mの浸水が予想されている。佐賀地区においては、沿岸部は1m～2mの浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

町のハザードマップによると、平生地区は市街地域を取り巻くように、地すべり等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。特に曾根地区の水場地域は「急傾斜地崩壊警戒区域」に指定されている箇所に事業者の集積がみられる。また佐賀地区は、ほとんどの地域で地すべり等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(ため池：ハザードマップ)

町のハザードマップによると、総じてため池は農業用として山間部に存在している。また、佐賀地区は、いずれも急傾斜地にため池が位置し、決壊したときには沿岸の人口集積地に浸水が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震)

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」の規模はM(マグニチュード)8～9クラスとされ、想定される最大規模の地震が発生した場合の町内最大震度は6弱とされている。

(その他)

平生町では、これまでも数々の台風災害に見舞われてきた。中でも、平成3年の台風第19号(りんご台風)において暴風雨・高潮により広い範囲に多大な被害を及ぼした。特に上関町へ向かう県道23号線が各所で崩落し、長期に渡る不通で町民の生活に多大な影響を及ぼした。山口県内全体では、消防防災課の平成4年1月27日9時現在の確定報告によると、この台風による被害総額は516億7千3百15万円になった。



【平生町避難所マップ】平生町HPより

・地震情報(気象庁)

<https://www.jma.go.jp/jp/quake/>

・津波情報(気象庁)

<https://www.jma.go.jp/jp/tsunami/>

・ハザードマップポータルサイト～身のまわりの災害リスクを調べる～(国土交通省)

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

・地震ハザードステーション(国立研究開発法人防災科学技術研究所)

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 4 2 2 人

・小規模事業者数 3 5 0 人 (平成26年経済センサス基礎調査より)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	69	66	町内に広く分散している
	製造業	44	35	沿岸部に多い
	卸小売業	131	99	中心部に集積している
	飲食宿泊業	47	34	中心部に集積している
	サービス業	116	107	町内に広く分散している
	その他	15	9	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 町の取組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップの町内全戸配布

2) 商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が充分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える商工会の経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業継続力強化計画を支援事業実施期間で10件作成する(会員企業の5%)。

- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。制度の周知件数は支援事業実施期間で100件以上（会員企業の50%以上）を目標とする。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・商工会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・町が各所と締結した協定書および覚書について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・発災後の各事業所の被害報告が円滑に収集できるよう、商工会への被害報告の連絡方法について周知する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・商工会は、令和元年度事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・山口県火災共済協同組合（県共済）および損害保険会社各社・山口県中小企業診断協会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介・加入等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・（仮称）平生町事業継続力強化支援ワーキンググループ（構成員：商工会・町担当課の各職員）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震・警戒レベル3以上の水害）が発生したと仮定し、商工会は町と

の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

【SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を商工会と町で共有する。】

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会と町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【豪雨における例】 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ・被害状況の確認については、次の方法を用いる。

- ① 各事業所からの電話等による被害報告の確認
- ② 職員による現場確認（連絡が取れない事業所において、安全確保が可能な場合のみ）

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会と町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

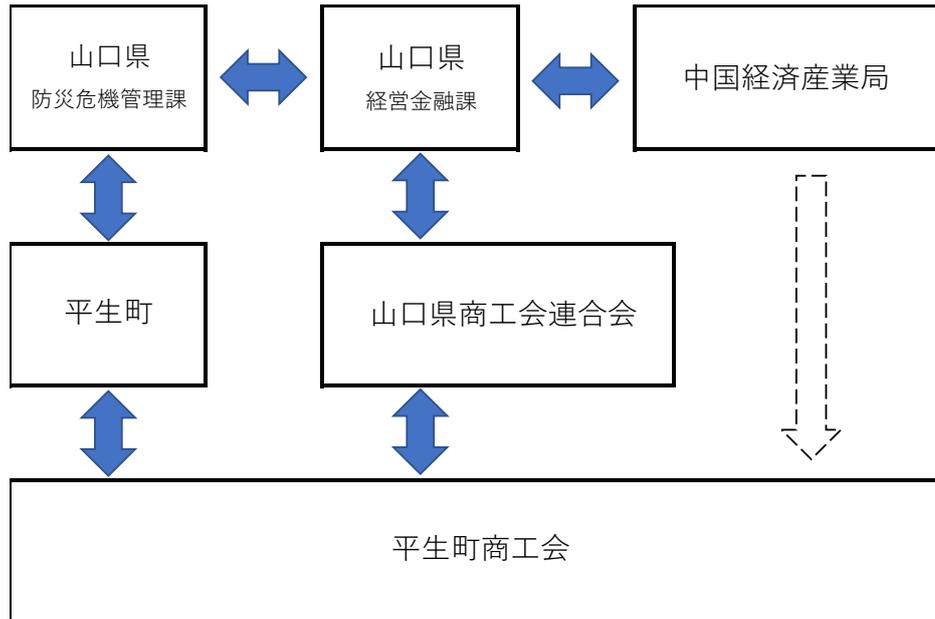
＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う

ことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会と町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、今後の協議により、被害算定基準等の検討を実施し、事前に確認しておく。
- ・町は、商工会と町が共有した情報を、山口県（総務部 防災危機管理課）へ報告する。
- ・商工会は、商工会と町が共有した情報を、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法にて、山口県（商工労働部 経営金融課）へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

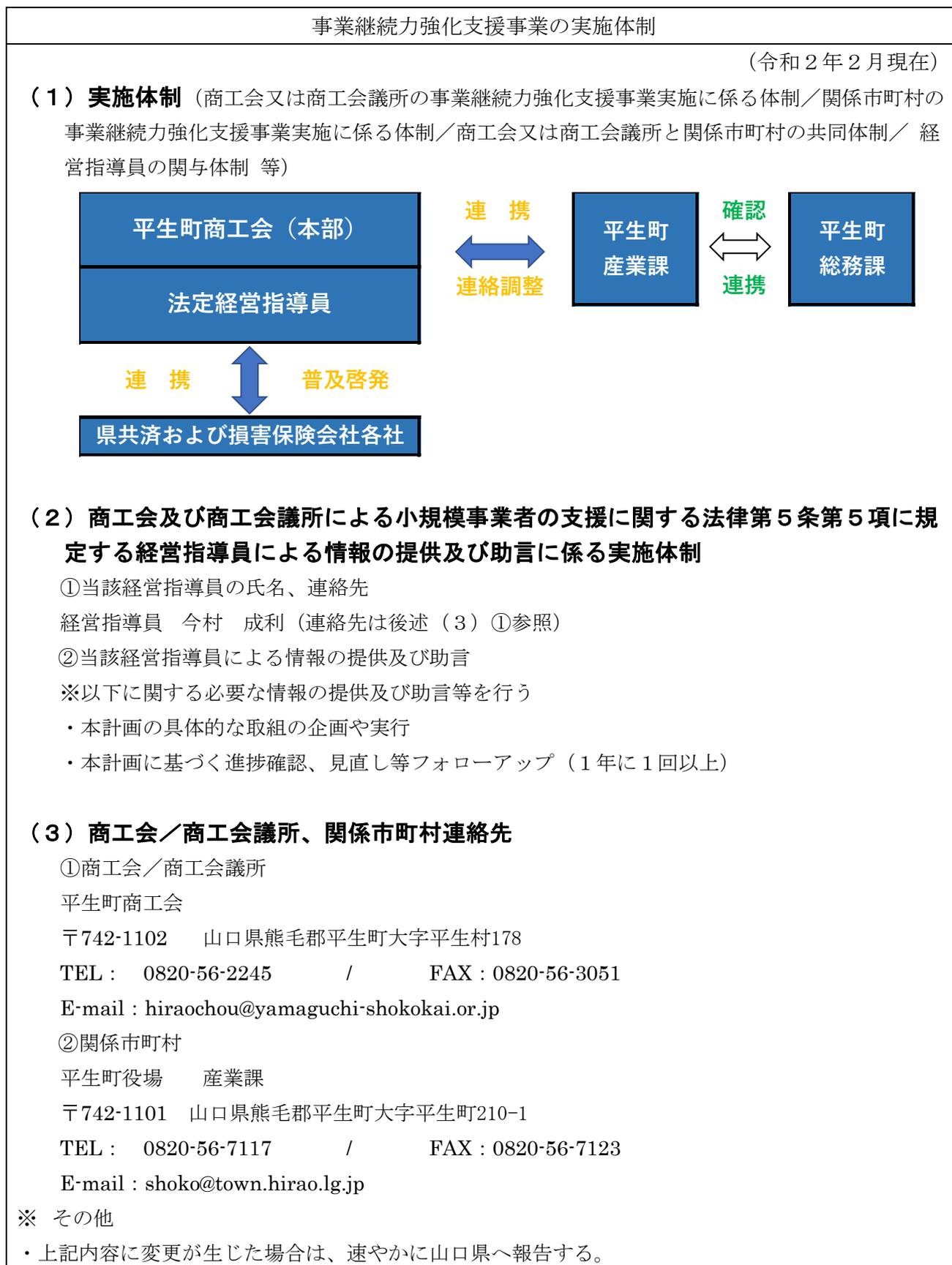
- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	225	155	225	155	225
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・協議会運営費	5	5	5	5	5
・セミナー開催費	50	0	50	0	50
・パンフ、チラシ作製費	20	0	20	0	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、平生町補助金、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。